

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会 中津支部

職長・安全衛生責任者教育の開催について(ご案内)

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者(企業)は、職長(第一線監督者等)に対して、労働安全衛生規則第40条に定める項目について、12時間以上の教育を実施することが義務づけられています。

当協会におきましては、平成29年度第3回目の標記教育を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日	時間	場 所	受付開始時刻
1/25(木)~26(金)	8:30~	中津建設会館 2階会議室 (中津市大字金手33-4)	8:10~

※ 学科の規定教育時間を受講した方が、教育修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、早退、一時外出等により所定の講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。

2 受講料等(税込)

種 別	非会員			会 員		
	受講料	テキスト代	合 計	受講料	テキスト代	合 計
職長・安全衛生責任者教育	16,524円	1,512円	18,036円	13,824円	1,512円	15,336円
職長教育	15,336円	864円	16,200円	12,636円	864円	13,500円
安全衛生責任者教育	3,240円	648円	3,888円	1,188円	648円	1,836円

3 定 員 30 名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締 切 日	平成30年1月12日(金)
申 込 先	〒871-0031 中津市大字中殿558-2 ハーブタウンⅢ1階 (一社)大分県労働基準協会中津支部 電話 0979-26-1731 FAX 0979-26-1732
申 込 書	所定の受講申込書を当支部までご送付ください。 申込書は当支部に常備しています。(特殊技能教育センターホームページからも取得できます。)
受 講 料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 大分銀行中津支店 普通4902931 名義 (社)大分県労働基準協会中津支部
返 信 用 封 筒	修了証は、事業主(個人で受講される場合は本人)へ送付しますので、郵送料は事業場単位でお支払ください。 封筒に事業場住所・事業場名(個人で受講される場合は本人の住所・氏名)を明記し、 <u>郵送料(簡易書留)392円分の切手</u> を貼った定形郵便用封筒を添えてお申込みください。 なお、1事業場で複数人受講される場合は、郵送料が次のようになります。 (2名~5名まで402円 6名~15名まで450円)

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は、原則として、払い戻しいたしておりませんので、ご了承ください。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。

※ 参考事項

労働安全衛生法第60条により職長教育を事業者が行うべき業種は、次のとおりです。

- ①製造業(食料品製造業等一部の業種を除く)②電気業③ガス業④自転車整備業⑤機械修理業⑥建設業